

# 「指定訪問介護」「指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）」

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(北海道知事指定 事業所番号：0171402936)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスもしくは指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※指定訪問介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。  
※指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の利用は、原則として要支援認定の結果「要支援1」「要支援2」及び基本チェックリストによる「事業対象者」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	6
7. 苦情の受付について.....	7
8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について...8	

### 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 雅 - M i y a b i
- (2) 法人所在地 函館市山の手1丁目6番15号
- (3) 電話番号 0138 (85) 6185
- (4) 代表者氏名 代表取締役 酒井 雅子
- (5) 設立年月 平成24年1月（事業所設立年月）

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所  
指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）事業所  
・平成24年1月1日指定 北海道知事指定 事業所番号：0171402936
- (2) 事業の目的 適正な指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 訪問介護ステーション 輪<sup>りん</sup>  
 (4) 事業所の所在地 函館市山の手1丁目6番15号  
 (5) 電話番号 0138 (85) 6185  
 (6) 管理者氏名 酒井 雅子  
 (7) 当事業所の運営方針 別紙「運営規程」の通り  
 (8) 開設年月 平成24年1月

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 函館市（旧戸井町・旧恵山町・旧楸法華村・旧南茅部町を除く）の地域

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（但し、祝祭日及び12/30～1/3を除く）
受付時間	月～土 9時00分～17時00分
サービス提供時間帯	24時間 365日

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（単位：名）

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1		1.0	1	従業者・業務の管理
2. サービス提供責任者	5		5.0	2	従業者に対する技術指導、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成
3. 訪問介護員	7	30	11.7	2.5	訪問介護及び第1号訪問事業計画の提供
(1) 介護福祉士	6	11			
(2) 訪問介護員養成研修1級課程・介護職員実務者研修修了者		1			
(3) 訪問介護員養成研修2級課程・介護職員初任者研修修了者	1	18			

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証記載の残りの額）が介護保険から給付されます。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護  
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助  
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。  
※指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の場合、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、ご契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

### [指定訪問介護の場合]

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

### [指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の場合]

☆ご契約者に対するサービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第1号訪問事業計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた第1号訪問事業計画に定められます。但し、ご契約者の状態の変化、介護予防サービス計画（ケアプラン）に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、第1号訪問事業計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画（ケアプラン）の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

## ①身体介護

### ○入浴介助

…入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

### ○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

### ○食事介助

…食事の介助を行います。

### ○体位変換

…体位の変換を行います。

### ○通院介助

…通院の介助を行います。

## ②生活援助

### ○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

### ○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

### ○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

### ○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

☆第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）については、自立支援の観点から、ご契約者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、ご契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

## ③複合型

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

## ④加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

### ○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

…基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数×サービス別加算率（13.7%）の加算を頂きます。

### ○訪問介護初回加算

…新規に訪問介護計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した訪問介護サービスと同月内

に、サービス提供責任者が自らサービスを行う場合、又は他の訪問介護員等がサービスを行う際同行訪問した場合に加算を頂きます。

### ○第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）初回加算

…新規に第1号訪問事業計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）と同月内に、サービス提供責任者が自らサービスを行う場合、又は他の訪問介護員等がサービスを行う際同行訪問した場合に加算を頂きます。

### ○緊急時訪問介護加算 ※指定訪問介護の場合

…ご契約者もしくはその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護サービス（身体介護）を行った場合に加算を頂きます。

### ＜サービス利用料金＞（契約書第9条参照）

指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）について上記（1）に示したそれぞれのサービス利用料金については、別紙「サービス利用料金一覧」のとおりです。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条、第9条参照）\*

指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）について介護保険の給付対象とならないサービス利用料金については、別紙「サービス利用料金一覧」のとおりです。

#### （3）交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

#### （4）利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）～（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

現金にてお支払い・・・ご自宅まで集金に伺います

#### （5）利用の中止、変更、追加、ハラスメント行為の禁止（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用開始予定時間の24時間前までに申し出があった場合	無料
利用開始予定時間の24時間前までに申し出がなかった場合	一律 1,500円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○事業所は、正当な理由がなく、指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供を拒否することはありません。ただし、利用者及びその家族等から各種ハラスメントに該当する行為（別紙添付資料）が行われた場合は、指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供を中止するとともに、ただちに当該市町村および関連事業所等に状況報告を行います。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### （2）訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### （3）サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ②指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の実施に関する指示・命令

指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### （4）サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。なお、指定訪問介護サービスの場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## （5）訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## （6）サービス提供責任者

サービス提供責任者はご契約者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画又は第1号訪問事業計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があった時やサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。

（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

### 〈サービス提供責任者の業務〉

- ①指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の利用の申込みに関する調整
- ②ご契約者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等又は介護予防支援事業者との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

## （7）緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、ご契約者の体調等が急変した際、主治医又は医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。又、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者もしくはその家族等に連絡いたします。

## 7. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 代表取締役 酒井 雅子

○受付時間

毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

**(2) 行政機関その他苦情受付機関**

函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話番号 0138-21-3025 受付時間 8:45～17:30
函館市福祉サービス 苦情処理委員事務局	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話番号 0138-21-3297 FAX 0138-26-4090 受付時間 8:45～17:30
北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175 FAX 011-233-2178 受付時間 9:00～17:00

**8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について****(1) 利用者等の意見を把握する体制**

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組	あり	実施日	令和1年8月20日
		結果の開示	なし

**(2) 第三者による評価の実施状況**

第三者による評価の実施	なし	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	



令和 年 月 日

**指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。**

事業者名：株式会社 雅 - M i y a b i

事業所名：訪問介護ステーション <sup>りん</sup> 輪

説明者職名：サービス提供責任者 氏名 印

**私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の提供開始に同意しました。**

利用者

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人（代筆者・続柄： \_\_\_\_\_）

氏 名 \_\_\_\_\_